

第5回伊賀市自治基本条例審議会 議事概要

開催日時	2022（令和4）年8月17日（水）10:00～12:00
開催場所	ゆめテクノ伊賀 テクノホール
出席委員	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 藪田きみ子（【2号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 岩崎 吉和（【3号委員】鞆田自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 - ）
欠席委員	山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 西口 真由（【4号委員】 - ）
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）見直し検討について ①人権の視点（第3条第1号） ②自治組織に関する視点（第4章） ▶住民自治協議会の権能や責務の規定 ▶住民自治地区連合会の規定 ▶地域振興委員会の規定 ▶第4章住民自治協議会の節に関する規定 ③条例の構成、新たな視点等
議事概要	<p>1 開会 （事務局）</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第5回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、事項に入らせていただく前に、何点かご確認・ご報告させていただきます。</p> <p>★資料の確認</p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p>

事項書の下に資料一覧を記載しておりますが、

<<< 配布資料 >>>

- ・伊賀市自治基本条例審議会委員名簿
- ・参考資料 自治基本条例の見直し検討状況（第4回審議会_資料2）
- ・参考資料4 類似団体比較一覧（差替え版）
- ・参考資料7 県内他市事例（伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市）

<<< 前回配布資料 >>>

- ・参考資料1 答申書（R4.1.31）
- ・参考資料2 伊賀市自治基本条例の一部改正（とけこみ版）
- ・参考資料3 住民自治協議会アンケート結果
- ・参考資料5 伊賀市自治基本条例見直し方針
- ・参考資料6 自治組織のあり方に関する報告書

資料の過不足がございましたら、事務局へお声掛けください。

★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。

また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしくをお願いいたします。

★会議成立の確認

会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は、山本委員、村上委員、西口委員から欠席のご報告をいただいております。

2. あいさつ

（事務局）

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

—会長 あいさつ—

皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。お盆が明けたばかりで皆さんお疲れであったり、お忙しかったりされていると思いますが、本日もぜひ自由闊達にご議論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行は会長様でお願いいたします。

3. 議事

(1) 見直し検討について

①人権の視点（第3条第1号）

(会長)

では会議の進行を務めさせていただく。事務局から先ほど本日の会議の成立、それから会議の公開についてのご報告がありました。ご了承の程よろしく申し上げます。

議事に入らせていただく。議事の（1）見直し検討について、参考資料の「伊賀市自治基本条例の見直し検討状況」をご覧いただきたい。

こちらの中で「2.引き続き検討していくもの」の項目を本日も中心にご議論いただければと思う。一つは（1）にある「基本的人権の視点」で、一つは（2）の「自治組織に関する視点」。この2点について集中的に審議を進めていきたいと思うので、よろしく申し上げます。

（1）の人権の視点について。これについては前回皆様に宿題のような形で問いかけをさせていただいた。（1）基本的人権の視点の（参考）について、これは当審議会が本年1月31日の答申で示させていただいたものだが、2ポツ目の、「伊賀市の「まちづくりの基本理念」として相応しいものとなるよう、引き続き市民の意見を聞き、必要に応じて専門的見地からの意見を求めるなどして、更なる議論を重ねる」、そのようなことの必要性について示させていただいた。この点について、本日は委員の皆様からお考え、アイデアなどをご提供いただければと思う。すでに委員ご本人の個人の見解については承っているところだし、今後ともご議論いただく機会があろうかと思う。本日は委員個人としての意見ということではなく、ここにあるように「引き続き市民の意見を聞く」となると、どのような形で市民の意見を聞いていくと良いか。また「必要に応じて専門的見地からの意見を求める」とあるが、どのような意見の求め方が考えられるか。この2点について、委員の皆様のお考え、アイデア、ヒントなどをご提供いただければと考えているのでよろしく申し上げます。

(委員)

広く市民から意見を聞くということではいろいろ考えた。国政選挙でも50%の人が選挙に行かない。パブリックコメントを今までいろいろな市の施策を決めていく時とってきたが、感情的に心情的に、パブリックコメントによって変わったことは一度もない。80%~90%の市民が反対していることも、その反対が通ることはなかったという事実はあったように思う。今回のパブリックコメントもいろいろ意見が出ていたが、広く市民の意見を聞くとすれば、例えば、伊賀市で8万5~6000千人の人口がいても、

選挙に行くのはその半分であって、またこういう問題についてはもっと数が少なくなってくるとなれば、例えばゆめポリスセンターの2階の会議室を貸し切って、日にちを決めて、そこでいろんな立場の人にこの問題について意見を聞く、討論する。それを生中継で YouTube なり、ケーブルテレビが協力してくれたらやれば良いと思う。編集なしで。そういう方法はどうか。そういう公開の討論で、しかも編集のできないような形で、生中継なり YouTube なりで、意見交換できる場をもって進めたら、政治参加する人が 50% という状況だが、それでも関心のある人は来るだろう。関心のない人は、それはそれで仕方がないと思う。

(会長)

専門の見地からの意見についてもアイデアやヒントがあれば伺いたいと思う。

(委員)

専門の見地で会長がおっしゃったのが、伊賀市人権政策審議会委員でした。

みんなが忌憚なく、いろんな話をして、最後は、意見は違ったけれどもこういうふうにもものを作って行くのだな、良かったなというふうになる担保を会長たちにはしていただけるなら、公開の場でやれば良いと思う。

(委員)

今、委員が言われたことに同意だと思うが、行政のいろんな審議会の中にも、いろんな団体が参画されているような議論をされるというのは、良いと思う。この審議会もそうであるということで、皆さん出席されて自由に意見を述べておられると思う。うちの地域の中でも、私がこの審議会に参加させていただく以前にもいろいろ議論がされた。いろいろな団体からも、私の申した意見については、「賛同する」、「いやそれだけはちょっとやめてくれよ」という意見も聞かせていただいた。だけど私はここへ来させていただいて、やはりきちっと意見を申させていただく、そしていろんな方の意見も聞かせていただきながらここに来させていただいているが、その中でも、市民の皆さん方の今の意識はどうなのかというあたりをいろんな方の意見を聞かせていただき参考にさせていただくと、伊賀市の中の人権の施策は少しまだ遅れている、歪んでいるように私は思う。一つの団体の意見が、かなり汎用されている状況もあることは確かだ。でも、この人権の問題についてはそうではなしに、すべからくあらゆる差別・人権問題を網羅しながら、そしてこの条例の中には人権についてはきちんと入れていく。どこが上でどこが下なのか、そしてこのことは伊賀市が特異性があるからそうなのだということではなく、伊賀市でもいろんな方、また、今、移住者の方々もたくさん伊賀市に来られている。そういう方々の意見も聞かせていただいても、「少しおかしいね」という意見を聞く。すべからく全ての市民が平等に公平に公正に扱われる条例を作っていかななくてははいけない。基本条例、理念条例でもあるし、これが伊賀市

の憲法だと皆さん方もおっしゃっておられる。そういう中では、特定の団体のことが前に出るようなことではなく、すべからくこの地域の中で人権が尊ばれる条例を作っていくべきだと私は思って、ここに参加をさせていただいているので、そういう意味ではこれからも意見を述べさせていただきたいと思っている。

(会長)

条例のあるべき方向性についてご意見いただきましたが、偏りがなく広く一人一人の市民の意見を聞いた上で条例のあり方を考える必要がある。そのようなご発言だったかと理解させていただいた。

(委員)

私も仕事の関係でいろんな話は聞いた。だけど本当にこれはちょっとでも一歩ずつでも解消できたらなという想いで、私は現役を退いて、市のそういうふうな地元の団体の会長をさせてもらっている。

(委員)

市が取り組んでいる市民意識調査。ダイジェスト版しか持っていないのだが、こうしたものを活用するのもひとつと思う。その中に、他人事ではない自分事として捉えているという人が増えている傾向も出ている。ただ結婚や居住へのこだわりがまだあるという現実問題をどう捉えるのかということもひとつある。

私は総合計画審議会委員も兼任していて、この第3次基本計画を見ていたら、SDGsの視点を捉える伊賀市を作っていくのだという大きな宣言をしていて、その中に「誰一人取り残さない持続可能な伊賀市の実現」という言葉が明記されている。これは、今ここで議論していることとすごく重なる。これをどう捉えていくか。表現をどうするかということになるのかもしれないが、この言葉はずっとこれまで伊賀市が取り組んできた行政にすごく繋がっていて、市民はこれをどう表現するのだろうかということ、今、皆さんの意見を聞かせていただきながら思っているところです。

伊賀市のこれまで取り組んできた行政の中で、多様な生き方を認めるLGBTQのいろんな市として制度化してきたこととか、それから非核平和宣言都市として中学生を広島に派遣する、8月6日に学んできた子供たちのあの表情とかあの声とか報告を聞いていると、部落差別は許さないという姿勢がこうした具体的な市の動きに繋がってきているという確信をもっている。そういうことを考えながら今日の会議に参画させていただいている。

(会長)

これまでの施策の延長線上で、これからの施策にどういうふうに繋げていけばいいのか、それを審議できるような場がぜひ見つけられたら良いなというふうに私も考え

ている。他にいかがか。

(委員)

確かにこういう問題について広く公開して、いろんな方々に参加いただいてというのは非常に理想だが、ただ、いろんな団体さん、あるいはいろんな組織も一緒に当然入っていただくのだが、結果として情緒に流れやすいということはあるのだろうと思う。それは今までの歴史がそういう流れの中でできていましたから、そこをどのようにもう少し客観的な形で捉えていくかということも、やはり人それぞれ感情を持っているわけなので、難しいところもあるだろうと思うが、自由闊達な意見を交換し合って良いものを作っていこうと思う気持ちは一緒なのだが、どうしてもそういう部分が出てくるのかなと思う。そこをどう超えていくかというのは非常に難しいだろうと思う。

方向性として、今、国が先導する形なのだろうと思うが、人権三法の「障害者の差別の解消」、「ヘイトスピーチの解消」、「部落差別の解消推進」。これはひとつの方向性ではあると思う。「差別」という言葉自体に非常に難しい部分があって、今、多様性を重んじる時代の中で、差別という言葉との兼ね合いというのは非常に難しい部分があるが、この資料の中にもあったと思うが、甲賀市あたりの文言はなかなか参考になるかなという気がしていた。どこを探してもそういう言葉はあまり出てこない。三重県の中では少し出てきていましたけど、他の市を見ているとあまりそういう文言は出てこなかったということもあったが、どうしてもその言葉の中に情緒が入り込んでしまう可能性もあるのかなという気もするが、甲賀市の場合だと誰もが等しく個人として尊重されるような権利といいますか、個人としての存在を尊重するという言い方をするわけですが、その中にはいろんなものが包括されているわけだから、一つの方向性としてあるのかなと。それを人権三法に絡めていったらどうかと思っている。

(会長)

できるだけ客観的な形で議論を進めるということのご提案で、また、国の法整備の動向や近隣他市の条例を参考にしながら、検討を進めたらどうかというご意見を承りました。

(委員)

私もこの資料をずっと読ませていただいたが、一つの市の行政として、一つの団体が主に対象としていることを一番先に出して、そしてその後に「あらゆる」というふうにするというのはなかなかない。私もいろんなところのことを調べさせていただいたが、行政としてそういうのは省くべきだと思う。そうでなければ、その団体の問題が解消したら、すべての問題が解消するのかということになりかねない。それではなしに、その問題も全ての差別事象の中にも含まれている、どれも大事な解決しなければならない問題だ。だから、その問題だけを突出してするべきではないと私は思う。

私は、ずっとそのことも言い続けて今うちの地域の会長にはそのことも言わせていただいている。会長がどのような判断をしているのかは、本当のところはわかりませんが、「そうですね」というようなことを言いながら、「ですが、俺の立場もわかってくれよ。」と、「いや、それはよくわかる。」と、だけど市民の意見というのは、そうではない。会長も他のいわゆる人権の問題を、それだけではなしに取り組んでくださいよというようなことを、今、地域では言わせていただいている。

(委員)

委員の提案と少し似たところがあると思うが、やはりパブリックコメントとかそういうものは、自分が移住してきてわかったのが、思った以上にどこも認知度・知名度が低い。これだけ意見を言えるシステムがあるのにそれが使い切れていないところがあるなと思った。例えば、少し思ったが、傍聴してくださる方がやっぱり今日もいらっしやらない。そして傍聴にせっかく来ていただいてもこちらが一方通行で向こうからのリアクションがない。少ないかもしれないけど、そういうところに来て足を運んで来ていただき、パブリックコメントに書いていただく方のある種プライバシーを担保しながら、先ほどおっしゃったように、例えば私もケーブルテレビの案、良いなと思ったのですが、意外とおじいちゃん・おばあちゃんはある方を見ている方も多し、一応満遍なく伊賀市にあるメディアと言えやっばり使うことはOKなのかと思ったのですが、例えばそこで率直な意見が出て、その人の名前がさらされてしまって、知らないことによって、あるグループの方の意見と合わないことで、その方が攻撃されてしまうようであれば、その方々のプライバシーの担保の問題にもなるので、そんなことを考えていながら、客観性を持って中立性を持ってできるものが何か。私は前回そのお話が出た時にケーブルテレビのメディアってことを思っていたのですが、今日、委員のお話をお伺いしていたら、やはり勇気を持って発言を下さる方がいた時に、その方々のことが本意と違うところで解釈されてしまうのはよくないなと思う。ただ、それに対するアイデアは私も今、ないので、皆さんの意見をお伺いしながら考えをまとめて次回お話できればなと思っている。

(会長)

公開性の一方で、個人のプライバシーを守っていくことの難しさは確かにおっしゃる通りだなと思うので、それも含めて慎重な検討を進めてまいりたいと思う。

(委員)

例えばパブリックコメントって名前は出ないのでしたか。

(会長)

はい。

(委員)

だからこそ率直に言えることがあると思う。やっぱり名前が出た上で、率直にというのはよっぽど本人の勇気も要るし、何かリアクションがきても、それに責任を負うこともわかった上でやっていただくということは、かなり勇気があることだと思うので、そこまでやっていただける方が、反対にそれが市民の意見としてたくさんものが集まるかなって、なかなか集まらないのではないかなと少し思った。

(委員)

少ないでしょうけどいるだろう。私は言える。言わないと仕方がない。

「一人も取り残さない」と言ったら、私は自分の身の回りの人の1人か2人か3人か4人ぐらいしかわからないけれど、困っているなと思ったらやっぱり話を聞いて、何とかできることはしようとする。何にも解決できないが、一緒に悩むぐらいはする。「可哀そうだな。」とか言って。

建前だけをするのだったら理念条例のこの冒頭の書き方もこれはこれで結構です。前に言ったように理念条例というと、どうしても私が学校で学んだ時の、法学のプログラム規定論で、やっぱりその時の先生はそれを超えることはできないが、あくまでも「こういうことを守る」「これをしてはいけない」と言ったけど、「あくまで絵に描いた餅じゃないか」という話を他の学生と一緒にした思い出がある。裁判でそういう結果が出ているのでそれは仕方がないのですが、あえてそこに持ち込もうというような感じかなというふうに学生の時を思い出してしまった。この頭にあえて理念条例とすると書いてしまうとね。ですが、それは仕方ないにしても、そしたら平成17年に合併した時に、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす」という条例がきちんとあるわけだから、それはそれで良いと思う。あえてその理念条例をぶり返して、「部落差別をはじめとする」という文言は必要ないと言っているのです。

(会長)

ご意見に対しての私の考えはまた後で発言させていただくことにして、まずは委員の皆様から広くご意見いただければと思っているが、他のお三方はいかがでしょうか。

(委員)

各まち協で、人権部会というのがある。そういう中でいろいろとそういう勉強をしていただいているが、もし本当に幅広くいろんな人の意見を拾おうと思ったら、そういうまち協単位のそういう活動されている方の意見も、パブリックコメントとして拾い上げるという方法もあるのではないかな。そういうところから拾い上げるというのも一つの方法だと思う。

(会長)

有用なご提言だと思う。全てのまち協に人権部会は設置されているのでしょうか。

(委員)

あります。

(委員)

ないです。

(会長)

わかりました。では、一つの参考意見として承ります。ありがとうございます。

(委員)

先ほど委員が言ったように、市民の意見を聞く方法として私はパブリックコメントというパターンしか思いつかなくて、そういうふうな公開討論会を YouTube なりケーブルテレビなりで放送する案があるというのは、衝撃でした。でもさっき委員がおっしゃったように、そこでプライバシーを保護できるのかというところはすごく難しい問題だとは思う。この市民の意見を聞くというのは選挙権がある人でないと駄目なのか。例えば各学校、先ほど委員がおっしゃったように中学校の代表の子たちを広島に送って、広島の勉強をさせて帰ってくるという取り組みがあるのですが、例えば各中学校にそういうアンケートみたいなものを出して、中学生の意見を聞くとか、高校生の意見を聞くとか、そういうパターンで若い子たちの意見も聞く。なぜならばこの基本条例は私たちのものではなく、その子たちのものになる。もう私たちはいなくなっていくので、若い子たちのための条例だと思うので、例えば中学校や高校にそういうアンケートを送って、もちろん無記名で出せる子は出してくれたら良い。出せない子は書かなくても良いし、自由に書いてもらって出してもらおう。そういう若い子たちの意見を聞くのはどうかと思った。あと今回のこの審議会の2回目か3回目でパブリックコメントが出ていたが、それが私はいつ出たのかこの審議委員をしていながら、全然知らなかった。おそらく HP か何かで募集していたのだと思うが、それをあえて見ないと、パブリックコメントが出せないという状態というのもおかしい。でないと市民全体に意見を聞いているということにはならないと思う。私ぐらいの年齢の人や私より年齢が上の人とかはパソコン等が使えないのが普通です。HP などを見たことがないという人がほとんどです。なのに、そこにパブリックコメントの募集をしても意味がないのではないかなというのもある。だからやっぱり各自治協に「こういうのがありますよ。」というものを、アナログかもしれないが紙ベースで送って回覧を回すとか個別に配布するとかしないと、意見は上がってこないのではないかな。それでも上がってこないとは思いますが。先ほど委員がおっしゃっていたみたいに、投票率 50%以下で、う

ちは国政選挙のほうが低い。30%台です。市議会議員になると少し身近だが、それでも50%にいかない。そういう状態なのでやっぱりみんなに見てもらえるような努力をしないと、広くみんなの意見をもらうというのはなかなか難しいのではないかと思います。

それと、専門的見地というので、私も専門家とは誰なのだろうって思っていた。専門的見地の意見を求めるのをどういう方法ですのかということとはまったく白紙だし、専門家という人をどういう人を選ぶのかということから考えないと、これはいけないのではないかと思います。

(会長)

いくつか重要なお提言をいただいた。若い人たちの意見を聞くことについてはすごく重要なお提案だと思うし、ぜひ市としても受け止めて何らかの方策をご検討いただければと思う。パブリックコメントの集め方については複数の方からご発言いただいているところなので、これを機に見直しが掛けられると良いのではないかと期待する。専門家をどう選ぶのかということについては、おっしゃる通りで、そこも含めた議論が必要だと改めて認識をした。

(委員)

市民の意見を広く聞くということはやっぱり難しいと思う。パブリックコメントがあること自体を私も審議委員になるまで知らなかったし、そこまでの周知がなされていないことも事実。パブリックコメント自体も良いとは思いますが、それ以外の方法で何か良いのがあればなど考えている。あと専門的見地というのは、これはどこにいても、伊賀市に限らず、専門家というのは、そういう団体のトップクラスの人が、人権審議委員会ならそういうところのトップに名前を連ねている人ということになってくるが、やはり大学で専門的にそういうことを研究しておられる方の意見も広く求めるという方法もあるのではないかと。

(副会長)

今、皆様のご意見をお伺いして、一つはパブコメ等への期待。パブコメの参加率を上げるということ自体は、これかなりしんどいことだろうと思っている。なぜなら、伊賀市民みんなが「パブリックコメント今度はこちらだ。今度はこちらだ。」と意見を皆が一生懸命出しているというその世界の方が私はおかしいと思っている。むしろ関係があれば出すというスタンスがあって見ているぐらいで、ある意味丁度良いだろうと思っている。だからパブコメの参加率を上げなくてはと思うこと自体はすごく、それはある意味しょうがないなとは思っているが、ただ今回はこの基本条例の中で「部落差別をはじめとする」という文言を入れるか入れないかということで議論しているわけだから、これについては、先ほど委員からお話があった、SDGsと絡める必要があるのではないかと、未来志向でいろんなことを考えなくてはいけないというような、

そういう形の意見の問い方をする。委員がおっしゃるように、公開の自由討議会というのはすごく望ましいけれど、それをやるとこれは完全に党派性の問題なので、党派性の問題でガンガンある意味攻撃をするというのは、これはもうありうる話なので、私はそこを公開討論会でやってはいけないだろうと思っている。だからその意味でいうと、公開自由討議で、YouTube で配信する、そうするとそれが抑止力になるのかという私は絶対にならないと思う。むしろそこで面白おかしく加工されてガンガン拡大していくことの方を私は恐れる。ですから、むしろ文書でやりとりをすべきだろうと思っている、その文書でのやりとりということからいえば、私は人権審議会に1回意見を聞いてみるというのもありだと思っている。その一つの会議としてなぜ「部落差別をはじめとする」という文言を入れなければならないのかということによって党派性を超えた普遍的な原理なのだということを書いてもらえれば、私はそれはそれで良いだろうと思っている。だから、例えばこの会議として、例えばSDG sの「誰1人取り残さない」というそういう観点で理念を作るべきだと議論しているが、では、「部落差別をはじめとして」という文言をその中になぜ出さなければいけないのか、そしてそれを出すことによつての意味みたいなものをやっぱり人権審議会さんで議論してもらおうというのは、私はありだろうと思っている。そしてそれらを受けて、少し時間的にも先になってしまうが、先ほど委員がおっしゃったように将来に向けた子どもたちの世代のための自治基本条例の理念条例化だということから言えば、そんな意見を受けて学校教育で教材にしてもらっても構わないと思っている。ただ、学校教育での教材にするということは、ものすごく危険なことでもあるので、そこは慎重にしなければいけないと思っているが、いろんな人に、あるいは自治協の人権部会の人に意見を改めて聞く。それをペーパーベースで私はやるべきではないのかなと思っている。その上で私は個人的にこの問題についてご意見をお伺いするのであれば、かつて総合計画審議会の会長をやっていた、帝塚山大学の中川先生。中川先生は同和問題に関してもすごく知見をお持ちの方でもあるので、あの方に意見は一度聞いてみたいというふうには、かねてから思っていた。あの方の話というものも一度聞いてみる必要はあるのではないかな。それからペーパーベースでいろんな意見は聞くべきだろう。ただその時にはこの会議として、理念の部分でどういうふうな形で「部落差別をはじめとして」というような議論をしたのか、それからSDG sの話とか、そういうふうなことを含めてある程度の案を作ってから審議会の方にも投げていく必要があるのではないかな。そしてそれを踏まえて、学校教育、中学生や高校生の意見を聞くというのもあっても良いのかなと思っている。

(会長)

私も個人としての発言をさせていただければと思う。委員からも疑問を投げかけていただいたので、それも踏まえて発言をさせていただければと思うが、根っこにある思いは委員と同じではないかなというふうには思っていて、今回の理念条例に整理し

ていくということで、理念条例とは言わずに簡単には変えてはいけないもの、疎かにしてはいけないもの、そういうものをきちんと自治基本条例に位置付けていく。他方で時代の変遷と共に柔軟に変えていく必要があるものについては、やっぱり基本条例というのは簡単には変えてはいけない条例なので、そうではなくて個別の条例に定めをおいていく。そういう整理の仕方が今回は望ましいのではないのかなと考えて、審議会に参画をさせていただいている。その理念条例、基本条例にはどういう権利が定められるのか、憲法の議論をベースにすると抽象的な権利、やっぱりその基本条例に掲げられている権利は変えてはいけない重要な権利だが、ただそれ自体としては抽象的な権利である。それをただ理念とか抽象的な権利に留めては駄目で、それを個々の条例に定めていくことによって具体的な権利として、その内容が充填される。また、個々の計画に定めていくことによって、抽象的な理念が実際の具体的な施策に落とし込まれていく。そういう関係にあるかなと思う。ですので、人権審議会と名前を出させていただいたのは、やっぱりこれからの伊賀市の人権まちづくりにおいて、どういう理念を掲げていく必要があるのか。そういうことを考えていただく必要がある。具体的な計画に定めることによって抽象的な理念が具体的な施策に落とし込まれていくということなので、伊賀市の人権まちづくりについて具体的な計画を策定する場に基本条例に掲げる理念は必要なのかどうか、どういう理念が必要なのかってことを併せて検討していただくことが必要かなというふうに考えている。たまたまそれが抽象的な理念を具体的な計画に落とし込んでいく、それを検討する場が伊賀市の場合には人権施策の部署であり、人権審議会であるというような関係にあるので、そこに意見を聞いたかどうかと考えて発言させていただいた。

(委員)

副会長の話を聞いていると、「部落差別をはじめとする」というのは入れないといけないみたいな強さを感じる。入れないで進んでいったらいけないような感じがものすごくする。それと、理念条例の件は私もそんなにこだわるつもりはないが、何か一般的な、それこそ SDG s に絡めてというのははっきり言って、何の話なのかと思う。SDG s なんて定冠詞をつけなくてもあそこを書いてある「取り残すな」とか、「貧困をなくそう」とか、「困っている人を助けよう」とか、「綺麗な水を飲もう」とか、別に SDG s と言わなくても、あの 17 のことを自分のできることからやっていけば良い。SDG s をやっていると言ったら審議会でもその半分以上が SDG s の説明にして、本当の川の汚さとか大気の汚染状態をというのを調べる時間が取られてしまっている。せつかくいいものを作ろうとしている時に、関心の持っている人は、もう建前だけの論議で終わることに辟易している。

(会長)

一通り意見は出そろったが、何か市として受け止めはあるか。

(事務局)

市民の皆さんの声の聞き方で、前回か前々回に委員からもいろんな手法の話があって、どれもが全部その一つのやり方でそれが最善の方法だということはないかなというようにお話もあったかと思うが、その中で最終的には物事の一番大事なことは、議会の中での議決があったりというのがあるのだと思うが、そこに持っていく過程で、こうした審議会を設置させていただいたり、あるいはパブリックコメントがあったり、それから市民の皆さんにアンケートを取るという手法を取る場合もあると思うし、自治協に諮問させてもらう時もあるし、どのようなご意向か意見を聞くこともあると思うので、その問題に応じて、一番良い方法を選択したり、複数のものを組み合わせたりしながら、市民の意見のある程度聞かせてもらった案を役所としては提案していく。最終的には市長が議案として提案していく。あるいは議決案件でなければ、その案を持って、最後整理して、作っていくという作業がなされていくのかなと思う。その中には当然タウンミーティングという手法もあるし、それぞれが一番良い方法をどれが良いのかなという形で決めていくことになると思う。まちづくりは皆でしていくもので、市民の人に参加してもらいながらしていくのが、どんな問題でも大事だと思うが、なかなかそこまで皆さんの関心もだし、そこまで一つ一つの問題に対して直接、個々の市民の皆さんに参画を求めていくというのは、現実厳しい中で、今、言ったような手法をとる。一番良い市民の声の聞き方というのは何なのかなということを見出していく方法をいつも考えているというようなところがあるのかなと受け止めさせてもらった。あと、専門的知見や、市民の意見を聞く手法についていろいろなご意見をいただいているが、答申を改めて見てみると、「市民の意見は引き続き聞いていこう」ということと、「必要に応じて専門的見地から意見を求めるなどして」ということで、要はここでの議論をもう少し、引き続きやり残したことというのを今年度議論いただいているので、更なる議論をしていく手法として、前置きとして大事なことなので市民の皆さんの意見も聞きながら、必要に応じて専門的見地の意見を求めていこうとなっている。この意見の聞き方について、今皆さんから意見をもらっている中で「なかなか直接聞くのは難しいのかな」ということを個々の意見として今発言いただけたのかなと思っている。意見の求め方はまた皆さんとも整理しないといけないし、我々もできることとできないことを整理する必要があるのかなと思う。直接ここに来てもらうのも一つの手法かもしれないし、副会長が言われたようにペーパーということもあるのかもしれない。審議会の中でどんな議論が行われているのかということをお我々の方でも確認させてもらって、それを皆さんにお伝えするという手法もあるだろうし、法律の話も出ていたと思うので、その法律がどんなふうになっているのかといったところを、また資料として皆さんと共有させてもらってしていく、三重県の条例もそうだと思うが、どのようなことを訴えているのかということも皆で同じものを共有しながら、最終の更なる議論というところで答えを導き出していくしかないのかなと思う

ので、そこを今日の意見を踏まえてもう一度皆さん方でも持って帰って、先ほど委員が「自分としても今日の声を聞きながらまた考えたい」と言ってくれていましたし、我々も同じですので、そのようなことをさせてほしいと思う。

(会長)

これについてはまた引き続き議論していく必要があるかと思うので、継続的に議論するということを確認させていただきたい。そして次回までにまた改めて今日の意見交換を踏まえてどんなことが考えられるかということについて、委員の皆様にもご検討をしてくださりたいと思う。さらに事務局の方でも、今回いくつか具体的なご提案を含めていただいたので、できること、できないことみたいなこともおっしゃっていただいたが、そういうものも含めてご検討いただき、どういう選択肢が考えられるのかということについて、少し具体的に提示していただき、それを私たちも見ながら、また審議を続けられると良いかなと思うので、いくつか考えられうる選択肢みたいなものを少し整理していただきたい。委員の皆様にはこの件については継続して審議をさせていただきたいと思う。

(委員)

公開討論会が危険だと言うのであれば、人権政策審議委員会とこの審議会が合同で話し合いをしたらどうか。

(会長)

選択肢の一つに入ってくると思う。

その前提として、まだどういう審議会かということについて委員の皆様ともまだ共有もできていない。

(委員)

その文言を入れるか入れないかということについて、今まで言ったようなことをもう一度そこで新たにやる。自分としてはそういうことだと思った。「あらゆる差別」については全然問題がなくて、入れるべきだし、「別条例があるからこれは取ったほうが良いのではないか」という意見を言って、一番大事な伊賀市の憲法の中に、あえてそれを入れるような熟成された市民感情ではないということ、専門家にも聞いてもらったら良い。

(委員)

次回のことも今、議論されているが、私は自治協の、地域の代表として出席させていただいている。それぞれの自治協で基本的人権の視点のこの3条の関係の中で、自治協としては、具体的な取り組みを人権の部会や他の部会があってやっている。その

中で、私もうちの自治協は「一人の不幸な人も生み出さない」ということで取り組んでいる。その中には、この言われていることが全て入っている。だから、それぞれの団体の代表から「うちはこの取り組みをしています」ということについて、出してもらうべきだし、それを出すことによって、地域の皆さん方がこのことについてどんな考えを持って、またそれぞれの地域の自治協がどう活動されているのかがわかる。この条文の案を見た時に、うちの自治協については、この「部落差別をはじめとする」という文言はまったくない。全て消した。すべからく全ての差別事象を皆が共有してなくしていこうということ。私は保育園もいきますし、小中学校もそのことについて、特別授業の中で行ってお話もさせてもらうが、ただ、先ほど副会長が言われたように学校の中でするのは少し危険だと私は思う。

それぞれの委員さんが、うちの地域ではこういうことでこの基本的人権を守っていく、確立するためにこういう取り組みをしているということを持ち寄ることが大切だと思う。そのために、私はここに出させてもらっているのではないのかと思うので、その事象をきちっと出すべきだろう。そしてその成果を持ってくる中で、意見や討論を皆さんとすることが大事かなと思う。

(会長)

重要なお提言だと思う。ご発言いただいたようなことも含めて、選択肢を少し整理していただきたいと思っている。様々なところで人権尊重、人権まちづくりの取り組みが行われているということだと思うが、私たちは自分が関わっているものは知っていたり、理解していたりしていても、他の取り組みがどういう規模でどういうふうに行われているかについて、まずは知る必要があるのではないかと考えている。各まち協の人権部会のことについてもご発言いただいたが、それぞれのまち協にどういう部会があって、どういう活動をしているのかということについても、次回資料としていただければと思うし、また、学校でどのような人権学習が行われているのかということについても、必要であれば資料を用意していただくと良いかなと思うし、また人権審議会についても、今どういうトピックについてどんな頻度でどんな議論が行われているのかということについて、私たちとしてまず、知る必要があるのではないかなと思う。そうしたことについても情報を私たちに与えていただきたいと思うし、その中でどういう意見の聞き方の選択肢があるのかということについて、次回意見交換ができると思うので、まずはそうしていくつかの選択肢を見ながら、私たちもどういったところで伊賀市の人権尊重の取り組みが行われているかということについて、まずは知るということについて、そこから始めたいなと思っていますので、お願いできればと思う。

(委員)

部落差別がある、問題になっているのがわかった。では、お互いに多様性を認め合

うことを妨げるような差別が他にどんなものがあるのかについて知らない。それが横並びになってない。具体的にどういう差別が現状あって、それに対してどういう取り組みをしていて、どういうことをやっているのかを私も知りたい。私が知っている限りでは伊賀市は外国人の方が多いので、外国人に対する差別もひょっとしたら隠れているかもしれないし、伊賀市が今取り組んでいる LGBT の問題もそうかもしれないし、私が知らないものでまだいっぱいそういうものが問題になっているものがあるかもしれないので、そういうデータは中立のデータとして欲しい。それで、問題がわかった時にそれぞれの専門家の方、客観的に研究している方、学術的にこういうデータがあるということを専門家の方に話を聞けば良いと思う。一つのテーマで一つの差別に括るのではなく。そうするとおのずと「はじめとする」という言葉がなくなっていくような気がする。問題にフレキシブルに取り組むほうが、理念があった上で、施策があるという現状に近くなるのではないかなと少し思った。

(会長)

改めてこれについては継続審議ということにさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(委員)

人権の問題で各自治協からの意見聴取も含めたらどうかという話で、私も今、いくつかの団体に入って全て顔を出してやっていますが、そのバランスが大事。ただ、意見はいっぱい出てくる。集約もしやすいと思う。いろんなことを言われる。私たちもそれを言われただけではなく、皆と一緒に共有しながら動画配信や、実際に現場に行って車イスに乗ったこともある。いろいろ実践も兼ねてやっている。ですが、この調整をするのに、私自身、いろいろと携わっているのが、まとめるのが非常に難しい。

(委員)

そういう場に委員が行かれている時に、「あっあの人また来ているな。」というような地元の人こそ専門家だと思う。委員がおっしゃったような、地区での、自治協の中での人権委員会の中で取りまとめ役をやっている人とか、そういう人こそ地域の専門家だと私は思う。他にいらっしゃったら、また教えてください。

②自治組織に関する視点 (第4章)

(会長)

では、本日もう一つご審議いただきたい議題がございます。事項書を見ていただくと、議事の(1)の②自治組織に関する視点について、本日は新しい資料もご用意いただいているので、まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

【参考資料4】類似団体比較一覧、【参考資料7】県内他市事例について説明

- ◆「自治基本条例」、「自治組織に関する条例」の両方がある自治体
 - ・・・名張市、亀山市、鈴鹿市
- ◆「自治組織に関する条例」のみがある自治体
 - ・・・伊勢市、松阪市

【参考資料3】住民自治協議会アンケート結果について説明

- ◆令和2年11月～12月に実施したアンケート結果
 - ①自治基本条例第4章の第2節で、住民自治協議会の規定について
 - ②自治基本条例の全体について
 - ③地域のまちづくりの現状と課題について

(会長)

参考資料「伊賀市自治基本条例の見直し検討状況」をご覧ください。「2.引き続き検討していくもの」の(2)自治組織に関する視点(第4章)について、これの出発点とする、これからの当審議会の出発点については、前回の審議会においてすでに確認はいただいている。主に4点あり、1点目は「住民自治協議会の権能や責務の規定について検討する」。特に今、権能については従来から条例に規定のあるところ、責務についても合わせて検討するという点については一つの論点となる。2点目は、住民自治地区連合会の規定について、2010年3月に取りまとめられた「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書」において、新市建設計画期間の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置するという方向を示していただいているので、これに沿って検討を進めていくということが第二の論点になる。3点目、地域振興委員会については、これも住民自治協議会が全域に設置されるまでの暫定的・時限的な組織でしたが、全域に設置されたことを受けて、地域振興委員会の規定について削除することが適当かどうかということについてご検討いただくということが論点の3点目。4番目が、本日提供いただいた資料に関わることで、「住民自治協議会の節に関する規定については、基本的な部分は規定するが、詳細については別条例とする」とあるので、本日の参考資料4や7をご覧くださいながら、こういうものが別条例に移行されるのだろうかということを踏まえて、当審議会としては基本的な部分で、何を残すべきなのか、あるいは何を新たに追加すべきなのか、そうしたところについて、集中的にご審議いただくということが今後の検討の論点の4番目になる。本日はまだ基本条例に何が残るのか、何を残すべきなのかということについて、市としての具体的な提案がある段階ではないので、まずこの論点4つに関わって皆さんの日々の活動の中で具体的な課題として抱えられているものなどがあれば、ご意見として賜りたいと思う。すでに前回には責務についての規定、あるいは地区連合会について、いくつか具体的な発言などもいただいたところだが、その他の点につい

でもあわせて本日ご発言いただければ、それも踏まえて、事務局としても何を残すかということについての検討を進めていただけたらと思うので、本日、皆さんの日々の活動の中で課題として抱えられているようなものが、この4つの論点に関わってありましたら、ご発言いただければと思う。

(委員)

組織についての規定を別に定めることは、皆もう合意しているところかと思う。どのあたりまでこの審議会で話し合うのか。住民自治組織に対する別の審議会が必要かどうかという話が最初にあったと思うが、そのイメージだけ教えていただきたい。

(事務局)

この審議会は自治基本条例の審議会で、自治基本条例に残す部分というのをメインに考えていただくことが一番大事だと思うが、今の自治基本条例に載っている文言を、もう一つの別に作ろうとしている条例の中でどういうふうに溶け込ませていくかということも、合わせてここでもみてもらわないとそれは駄目だと思う。整合をとらないと駄目だと思うので、それは必要だと思う。まだそこは庁内でも検討できていないが、もう一つ自治組織に関する条例を考えるような審議会なのか、市民の人が入ったような組織を作るかどうかについては、この審議会の意見とは完全にリンクしていないと厳しいところがあるので、別になってしまうとそれぞれが補完し合うような形にはならないので、できれば組織条例に関しては地域の声は当然聴かなければと思うが、この審議会でもチェックいただく形が一番良いと個人的には思っている。

(委員)

よくわかった。必要に応じてまた意見は出るだろうが、リンクした上で別の委員がそれに加わるような形になっても、良いのかもしれない。

(事務局)

役所の組織で言うと、支所の問題の議論が去年あった上で、今年からは支所が地域連携部という一つの部局の中に、組織として形成されているので、おそらく自治組織に関するルールというのはその部局の所管するようになってくると思うので、役所的に言うとそこの部との連携が欲しいし、当然その部局の皆さんにも、その組織条例の説明を、もしここで必要ならば一緒に来てもらってしてもらわないといけないのかなと思っている。

(委員)

地域連携部は、まだまだそれぞれの地域の自治協を掌握しきれていないと思う。それはそういう方々も出席できる機会がなかったからで、実際私も地域で活動させても

らっていても少しずれるところはあるし、それから人員配置もきちっと出来きっていない。そして職員の皆さん方はそれぞれの地域をやっぱりきちっと掌握でききれていないから、そういう状況が起きるのだらうと思う。4月から発足したからそんなすぐにはスムーズにはいかないだらうとは思いますが、そういう新しい地域連携部とそれから地域を中心に活動されている自治協の間には、まだまだ差があるので、ぜひともそういうその人たちも参画できる機会を作った中でこのことを審議するべきだと思う。

(委員)

私も住民自治協議会を代表して参加させていただいているが、我々のところも先に申し上げましたように支所問題で行政といろんな交渉を重ねる中で、今の支所の配置を見ていると、頑張らせていただいているが、一つの課になったので、係りも一つで、一応、自治振興のための支援員のような方を一人選んでいただいていることにはなっているが、支所長さんにそういうことをした経験がないと思う。形は一応できているが、当初の話とはだいぶ体制的には異なるのかなという気持ちはある。我々のところの自治協はなかなか機能不全を起こしかけているものですから、実際、規約なり計画なりを今、作り直しをしているわけだが、身の丈にあった形で、継続して持続的な活動をしていくためには、もう一度抜本的に作り直す必要があるということでそういう取り組みをしている。その時に、できたらこの新しい自治基本条例があれば、それに乗っ取った形でと思っていたが、時期的な問題もあるのでそのところは、こちらの進み方も睨みながら進めていこうと思っている。あと、前から私も言っているが、一つ大きな問題があって、補完性の原則。逐条解説を見ていると、垂直型になっている。小さいこと、できることはあなた方でやって下さい、できないところはその上がやりますと。これは日本型の補完性の原則ですが、でも、実際それには一義的のだが、何か自分達がやる責務なり義務が発生しているように思ってしまう。「まずは自分たちが何か動かないとこれは動かない」と。元々の住民自治というのは、相互親睦であったり、地域の中で、皆で仲良くやっぺいこうかということだったはずだが、何か問題が起こった時に一義的には自分たちがやらなければならない義務・責務が生じているようなイメージを持ってしまっている。日本型の補完性の原則は、これは垂直型だが、水平型も実際にはある。同じような人、市同士が補完し合うとか、そういうこともあるのだらうと思う。参考資料の他市事例を見させてもらったが、補完性の原則をあげているところはない。全て、協働と参画。唯一あるのが志摩市。調べてみたが、ほとんどそんなのはない。伊賀市がなぜこの補完性の原則という定義的にもまだ確立していない概念と思うが、そういったものを表に出しているのか。住民としては、「これはなんだ。」というイメージが非常に強くて、「原則」が入っているが「何かしないとけないのか」と、こういう本当に単純な意見だが、そういう意見が出てきているので、今度の計画の中にもこういうものを入れたいといけないのかとか、そういう話もあるので、できれば全国的に見てもそんなのはあまりないだらうと思うので、こういった

ところについても見直していただけたらなと思う。

(会長)

組織条例の制定についてはやはり各まち協、自治協の皆さんも大変ご関心を寄せていただいていると思うので、きちんと情報提供をしつつ、また必要に応じて意見を聞いていただきながら進めていただきたいと思う。部が違うということだが、本日いただいたご意見についてはぜひ申し送っていただければと思う。

(委員)

参考資料4-③で、これは組織条例の比較表だが、松阪市に「地域づくり組織条例」というのがあって、各項目について、「○」は記載があるもので、「×」は該当がないものだと思うが、見ていると、例えば、【住民自治の定義・要件】とか、【自治協議会の設立等の届出】、【協議会への支援】、【認定の取消し】、【地域まちづくり計画】は、松阪市はないのではなくて、条文見出しではないが、条文の中には上がっている。これは条文見出しで確認しているだけなのか。

(事務局)

資料を作る時に悩んだところで、どう表すのが正確なのかということと、あまりこの表が複雑なもの駄目なので、見やすさとどうバランスを取るのかというところが苦労したところだが、見出しで整理したので、正確性で言うところのご指摘のところはあたるのかなと思う。

(会長)

他にいかがか。資料に対してのご質問等もいただければと思う。よろしいか。

次回の審議会あたりでは何が残るのか、何が組織条例の方に移行するのかということが整理された形で出てくると考えてよろしいか。

(事務局)

今度から、組織条例を検討いただこうと思っている部局との調整も必要になってくるが、並行してお互いが作業をしていくことになると思う。それと、全体の体系を見ていただくと、この第4章に記載されているもので細かな規定の部分を組織条例に移していけたら良いという、大きく言うとそうなのだが、次に検討をしてもらわないといけない構成の部分に関わってきて、おそらくそれは機械的な作業だけではないかと、他市の条例を見ると、体系もそのことによっておのずと変わる部分も出てくるだろうし、定義そのものの見直しもそれに依って必要になってくるということはあると思う。なので、これから作業していくのに、全部が完璧にまとまった構成で、定義も矛盾ないものを、ここに出させてもらうことは難しいと思うが、それぞれ組織条例に

出すとしたら、どのようなイメージの条例ができて、条例の体系は変わるかもしれないが、一旦、今の形から見るとこういうイメージになるというものについては出させてもらうようにしたいと思っている。

(会長)

完成度は、私たちも低い状態から意見を言って、聞いていただきながら精度を高めていくというものだと思う。

(事務局)

この審議会は基本、公開なので、審議会での資料が公開の場所に出してしまうと、それが独り歩きするところがあるのだが、その会議の中でのたたき台のものだということを認識しながらでないで議論が進まないの、その部分は、我々もどこかで市民の方に説明する時は、あれがコンプリートされたものじゃないということは理解してもらいながらでないで難しいかなと思う。

(委員)

令和2年の自治基本条例に関するアンケートの中で、今の組織のあり方に関する意見はあったか。

(事務局)

アンケートの問いが3つあるので、そういうボリュームで見ただけならと思う。

(副会長)

3-1を中心に見たら良い。

(事務局)

当時、総合計画審議会がいろんな業務を持ってやっていたので、なかなかそれではこの条例の審議が本格的にやりづらかったのと、この第4章のところで、自治の話をするのに自治協の皆さんに入ってもらわずになかなか議論が進められないという課題もあったりして、その段階での自治協さんへアンケートをとらせてもらった。

(委員)

これは結構現場に携わる人が書いてくれているようだ。

(事務局)

アンケートをした時が、新型コロナウイルスの感染が拡大した年だったので、各地域でも「これはどの程度コンセンサスを得てしないといけないのか。」という問い合わせ

せもあった。あくまでも地域の合意を得て、責任をもって書いてもらうのが理想だが、今携わっている現場の声として、生の声を聞かせてもらえたらということでお願いさせてもらった。諮問とはまた訳が違うという形で私たちは受け止めて投げさせてもらった。

(会長)

本日の審議としては、議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様からご意見・ご発言ありますでしょうか。

—質問等なし—

(会長)

よろしいでしょうか。ではすべての事項の審議をし終えましたので、事務局に進行をお返しいたします。

閉 会

(事務局)

会長ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても慎重にご審議いただき誠にありがとうございました。それでは、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。